

指定校変更と区域外就学について

令和6年6月
嵐山町教育委員会

嵐山町教育委員会では、児童・生徒が就学する小・中学校について、通学区域を設定し、通学区域と住民票の住所に基づいて、就学すべき学校を指定しています。このように指定された学校を「指定校」といいます。

指定校変更制度

嵐山町内の指定された小・中学校を変更する制度です。

指定された学校へ就学することが原則になりますが、下記の「指定校変更が認められる事由」に該当する場合、保護者が必要書類を添えて教育委員会に申出をし、教育委員会の承諾により指定校を変更することができるものです。ただし、保護者が責任を持って安全にお子さんを学校に通わせ、かつ通学時間に無理のない範囲とし、承諾期間終了後は指定校へ通学することを原則とします。

<申請手続き>

(1) 通常の手続き

教育委員会へ申出が必要になります。

- 必要なもの・・・指定校変更申立書、添付書類(必要な場合)
- 受付期間・・・隨時

(2) 新1年生の手続き

小・中学校新1年生は前年の12月中に入学通知書を教育委員会から送付します。その後、教育委員会への申出が必要となります。

- 必要なもの・・・入学通知書、指定校変更申立書、添付書類(必要な場合)
- 受付期間・・・入学通知書到着後速やかに(12月中)

※ 教育委員会では、申出の内容を審査し、変更の可否の決定を行いますが、「指定校変更が認められる事由」に該当し、学校運営上または施設状況等から判断し、特に支障がない場合に認めることがあるため、ご希望に添えない場合もあります。

※ 後日、学校指定校変更決定通知書を申出者と学校長に送付します。

＜指定校変更が認められる事由＞

区分	事由	承諾期間	必要用書類等
学期途中	転居年度途中の転居で、通学に支障がない場合	卒業まで	
転居予定	住宅の購入等により転居予定が確定している場合で通学に支障がないと認められる場合	転居予定日まで	事実を確認できる書類（建築確認通知書、売買契約書等の写し）
留守家族	保護者の就労等により、児童の帰宅時に不在となる世帯で、祖父母親戚等の預け先の住所による指定校へ就学を希望する場合	卒業まで	保護者の勤務証明・営業証明・預け先の承諾書
兄弟姉妹関係	兄または姉が指定校変更により就学が認められている同一学校へ希望する場合	卒業まで	
中学校進学	指定変更の承諾を受けた小学校を卒業し、当該小学校の通学区域が含まれる中学校へ就学を希望する場合	卒業まで	
身体的な理由	指定校への通学が身体上支障あり、指定校以外へ通学が適当であると認められる場合	診断書に基づく期間	医師の診断書または身体障害が証明される書類 学校長の意見書
教育的配慮等	いじめ、不登校、友人関係の問題等による学業への影響や精神面への多大な負担、あるいは継続的な教育相談により指定校以外の学校に通学することが適当であると認められる場合で、通学に支障がない場合	必要と認められる期間	学校長の意見書 教育相談機関の意見書等 保護者の申出書
	外国籍を持つ子女が同国籍のいる就学校を希望する場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類
部活動	指定の中学校に希望する部活動がなく、自己の特性を伸ばすため希望する部活動がある学校への就学を希望する場合	必要と認められる期間	

その他	諸事情から真にやむを得ないと認められた場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類
※調整区域 <u>(学区に</u> <u>関して弾</u> <u>力的な取</u> <u>り扱いを</u> <u>すること</u> <u>ができる</u> <u>地域)</u>	調整区域内に居住または転居し、指定校以外の調整校への通学を希望する場合	卒業まで	各調整区域の区域は別紙地図の斜線部とする

※ 調整区域

調整区域	指定校	調整校
嵐山町大字志賀・むさし台の一部地域	志賀小学校 玉ノ岡中学校	菅谷小学校 菅谷中学校
嵐山町大字広野・杉山・太郎丸の一部地域	七郷小学校	志賀小学校

区域外就学制度

嵐山町外から嵐山町内の小・中学校に就学する制度です。

何らかの事情により住民登録が嵐山町にされていない場合、下記の「区域外就学が認められる事由」に該当する場合、必要書類を添えて教育委員会に申請書の提出が必要になります。

当該児童生徒が住民登録をしている市区町村の教育委員会が承諾し、通学時間に無理のない範囲で、保護者が責任を持って安全にお子さんを学校に通わせ、承諾期間終了後は指定校へ通学することが条件となります。

＜申請手続き＞

○通常の手続き

教育委員会へ申請が必要になります。

●必要なもの…区域外就学願、添付書類(必要な場合)

●受付期間…随時

※ 教育委員会では、就学願の内容を審査し、学校運営上または施設状況等から判断し、特に支障がない場合に認めることとなるため、ご希望に添えない場合もあります。

※ 後日、申請者と校長に連絡します。

＜区域外就学が認められる事由＞

区分	事由	承諾期間	必要用書類等
学期途中転出	年度途中の転出で、通学に支障がない場合	転出学期末まで	
最終学年	小学6年生・中学3年生の転出の場合	卒業まで	
転入予定	町外に居住し、住宅取得のため近い将来通学区域内に転入予定の場合	転入予定日まで	建築請負契約書等転入先付が証明される書類
仮住まい	住宅を建築するため、やむをえず町外へ転出し、一時的に仮住まいする場合	もとの住所地に戻るまで	仮住まいが証明される書類
家庭の事情	何らかの事情により住民登録が行われていない場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類
保護者の入院等の場合	保護者の入院等で、一時的な事情により親族等へ預けられた場合	住所地に戻るまで	入院等の確認できる書類 居住の事実がわかる書類
学校行事参加	運動会、修学旅行等行事の前に転出した場合	該当行事終了まで	
教育的配慮等	児童・生徒の心身の状況等により、就学すべき学校への通学が困難である場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類
	具体的な事情に即して教育委員会が相当と認めた場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類

◆お問い合わせ◆

嵐山町教育委員会 教育総務課 教育総務担当
電話：0493-62-0823